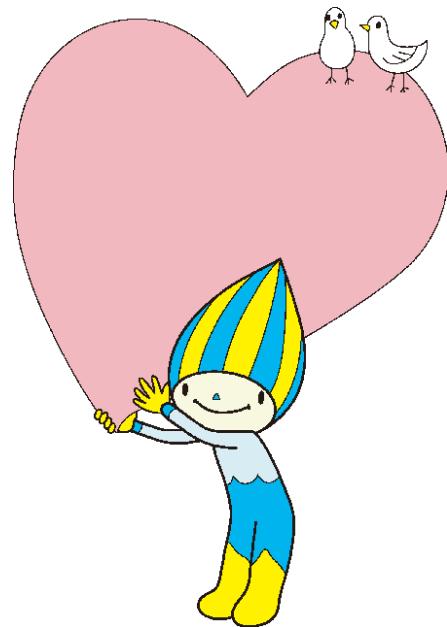


「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」

設置マニュアル



令和 5 年 3 月

岐阜県健康福祉部地域福祉課

◆はじめに

大規模災害発生後、被災地及び被災者が復旧・復興する過程で、災害ボランティアが果たす役割は、とても大きなものとなっている。

平成30年7月豪雨では、関市と下呂市に災害ボランティアセンターが開設され、関市では延べ約6,500人、下呂市では延べ約700人の災害ボランティアや、NPO・災害ボランティア団体等による支援活動が復興に向けた大きな力となった。

本マニュアルは、県が設置した「平成30年7月豪雨災害検証委員会」の検証結果を踏まえた対応策の1つとして策定するものであり、災害ボランティアが最大限の力を発揮できるよう総合的な調整を行う岐阜県災害ボランティア連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置し、行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体等が連携・協働して運営していくために必要な事項を記したものである。

なお、本マニュアルには、連絡調整会議の役割や設置基準などの初動体制を記載しているが、災害時のボランティア活動を円滑に実施していくため、今後も、より多くの協力団体との連携・協力を得ながら内容の充実を図るとともに、マニュアルの有効性を検証する訓練等を重ねて、内容を改訂・更新していくものとする。

1 連絡調整会議とは

（1）目的

連絡調整会議は、大規模災害発生時に速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整や、県内外への様々な情報発信などの支援を行うことを目的に県が設置するものとする。

（2）構成団体及び期待される役割、 構成団体は次のとおりとする。

＜構成団体＞

- 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）
- 特定非営利活動法人ぎふNPOセンター（以下「ぎふNPOセンター」という。）
- 清流の国ぎふ防災・減災センター（以下「ぎふ防災・減災センター」という。）
- 一般社団法人OPEN JAPAN
- 岐阜県農業協同組合中央会
- 清流の国ぎふ女性防災士会
- 日本赤十字社岐阜県支部
- 公益財団法人岐阜県国際交流センター
- 全岐阜県生活協同組合連合会
- 日本防災士会岐阜県支部

※全国的に災害対応に関わる関係機関を集め、被災者支援に関する情報を共有する情報共有会議が開催される機会が増加しつつある。

※被災地の状況や各自の支援活動、自治体からの情報提供、シーズやニーズのマッチングを行う場として開催。

例：火の国会議（熊本県）

- 公益社団法人日本青年会議所(JC)東海地区岐阜ブロック協議会
- 社会福祉法人岐阜県共同募金会
- 日本労働組合総連合会(連合)岐阜県連合会
- 被災市町村
- 被災市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)
- 岐阜県(健康福祉部地域福祉課、危機管理部防災課、環境生活部県民生活課、農政部農政課)
- 内閣府防災担当 (※災害規模や被害状況等に応じて参加)

<構成団体に期待される役割及び連絡先>

別紙「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議 構成団体一覧」のとおり。
各構成団体は、連絡調整会議に常時参画するとともに、検討された被災地及び被災者への適切な支援を行うために、必要な役割を自発的に負うこととする。

<協力団体の連絡先>

別紙「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議 協力団体一覧」のとおり。
協力団体とは、平時から防災や災害ボランティアに関する活動等を行うとともに、災害時にはその他のボランティア関係団体や行政と連携しながら、自ら役割を見つけて行動する団体とする。

(3)連絡調整会議の設置基準

岐阜県災害対策本部が設置され、次のいずれかの事案が発生した場合、県は連絡調整会議を設置し、全体会議を開催する。

その後、全体会議は被害状況等を踏まえ、必要に応じて、適時、開催するものとする。

○県内の災害発生時に市町村社協が中心となって設置する災害ボランティアセンター(以下「災害ボランティアセンター」という。)が設置されることとなった場合、または県社協が岐阜県社協災害救援本部を設置した場合

○知事が特に必要と認めた場合

連絡調整会議の設置及び全体会議の開催については、報道機関へ情報発信するとともに、全体会議は、原則公開にて開催するものとする。

※「岐阜県災害対策本部の主な設置事例」

- 大雨・洪水・暴風警報の全てが発表されたとき
- 土砂災害警戒情報が発表されたとき①
- 氾濫危険水位に達した河川があるとき②
- 上記①②またはこれに準ずる気象現象に基づき避難指示が発令されたとき
- 気象台が県内における震度5強以上の地震の発生を発表したとき
- など



2 災害時における活動内容

(1) 主な活動内容

連絡調整会議の構成団体は、災害ボランティアセンターの運営支援をはじめ、各種災害ボランティア活動を行うものとする。

連絡調整会議は、「災害時におけるボランティア活動スキーム(受援イメージ)」で示したとおり、国(内閣府等)及び全国域の中間支援組織等(※)の協力を必要に応じて得ながら、県内の災害ボランティア活動を支援する。また、活動期間中は、被災地の被害情報や各災害ボランティアセンター、NPO、NGO、ボランティア団体等の活動状況について、県・市町村災害対策本部、構成団体などと情報共有を行うとともに、主に次のような協議を行う。なお、活動内容は定期的に報道機関等へ情報発信するものとする。

- 必要な人的資源・資機材等の調整
- 対応すべき課題・不安点の共有及び調整
- 専門家の派遣及び助言

など

※「中間支援組織」とは

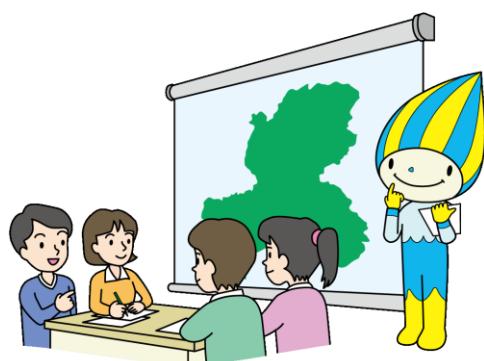
「市民、NPO、企業、行政等の間にたって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO 等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織」と定義されている。

(出典: 平成 23 年内閣府「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」)

市町村は、県との円滑な連携を図るため、災害ボランティアセンターの設置を公表する前に、県に対しその旨を連絡するものとし、市町村社協は、同様に、県社協に その旨を連絡するものとする。

<災害ボランティアの受入体制スキーム>

4頁参照



災害時におけるボランティア活動スキーム(支援イメージ)

<災害規模や被害状況、被災地のニーズ等に応じて、柔軟に対応することとする>

一般ボランティア(個人・団体)

NPO・NGO・ボランティア団体

【災害ボランティア連絡調整会議】

・行政(国、県、市町村等)・災害VC
・技術系ボランティア
・NPO、NGO等・中間支援組織(一部)

災害ボランティア支援協議会(旧コア会議)
(県、県社協、ぎふNPOセンター、ぎふ防災・減災センター
OPEN JAPAN、JA岐阜中央会、清流の国ぎふ女性防災士会)

参加

災害ボランティアセンター (市町村社協)

情報共有

情報共有会議 (専門部会)

支援

災害ボランティア活動スキーム

情報共有
支援

市町村災害対策本部

支援

中間支援組織

JVOAD
支援P

支援

*JVOAD:特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク
*支援P:災害ボランティア活動支援プロジェクト会議

一般ニーズ

(個人のボランティアで対応)

- ・単純作業
- ・非専門性
- ・人海戦術

専門性の高いニーズ

(個人のボランティアだけでは対応不能)

- ・避難所
- ・在宅避難者
- ・被災家屋への技術的支援
- ・要配慮者(高齢者・障がい者・子ども・外国人・他)など

(2)全体会議

災害ボランティア活動を実施するための方向性を決定するとともに、災害ボランティア活動を実施する各災害ボランティアセンター、NPO、NGO、ボランティア団体等との情報共有を行う場として開催する。

全体会議は、構成団体・協力団体・その他のボランティア団体などで構成する。

会議の進行は、県及び県社協、ぎふNPOセンター、ぎふ防災・減災センターが連携して行うものとする。

全体会議については、被害状況等に応じて、必要な団体の参加を打診するとともに、被災地で災害ボランティア活動を実施している団体又は実施予定の団体についても、参加できるオープンな場とする。

(3)全体会議での協議事項

全体会議は、主に次のことについて議論するものとする。

- 県及び市町村災害対策本部がとりまとめた被害情報等の情報共有
- 構成団体及び協力団体等の支援活動の状況及び活動予定の集約、共有
- 構成団体間及び協力団体、専門的な災害ボランティアとの連携方法
- 災害ボランティアセンター間の人的資源、資機材等の配分調整
- 災害ボランティアに必要な物資の調達
- 構成団体以外で参加を打診する団体等
- 行政サービスで対応すべき課題の整理、共有
- 災害ボランティアに関して、対応すべき課題の整理、共有
- 具体的な活動内容及び活動期間

[具体的な活動事例]

- ・ボランティア団体と市町村(ニーズ)とのマッチング など

(4)全体会議の開催場所

県が主に下記の場所で開催する。

<主な開催場所> ※優先順

①岐阜県福祉・農業会館(2階大会議室)

住所:岐阜市下奈良2-2-1 電話番号:058-201-1598

②OKB ふれあい会館(2棟 3階講堂、5階大研修室)

住所:岐阜市薮田南5丁目14番53号 電話番号:058-277-1111(代表)

なお、災害規模や被害状況等に応じて、被災市町村または近隣地での開催を検討することとする。

(5) 災害ボランティア支援協議会

連絡調整会議の設置に向けた連絡調整、全体会議の運営及び必要な意思決定などをを行うため、常設の災害ボランティア支援協議会を置く。

役割や構成員などは、「岐阜県災害ボランティア支援協議会設置要綱」に定める。

(6) 専門部会

全体会議での協議事項に応じ、専門部会を置くことができる。

専門部会の設置及び構成団体については、災害ボランティア支援協議会で協議の上、決定する。

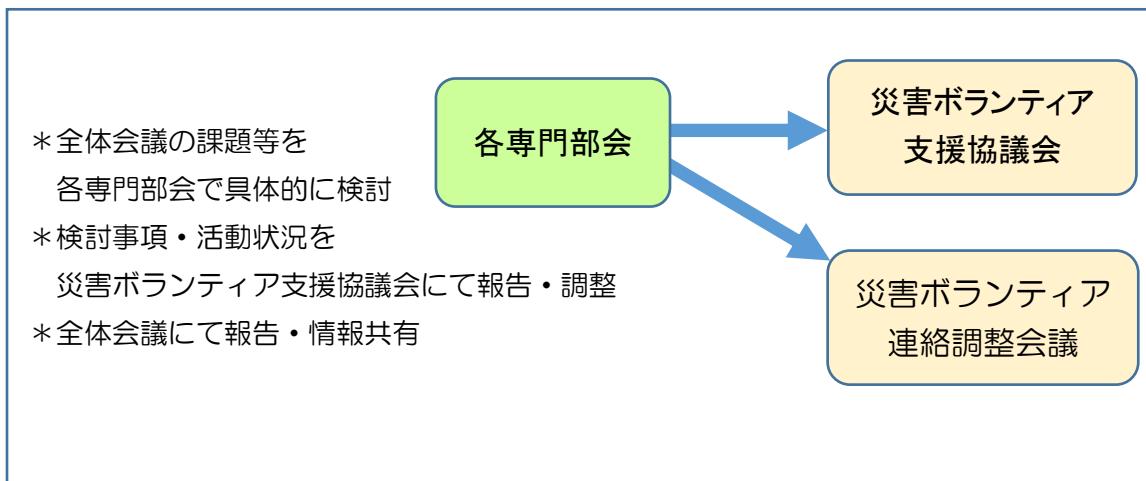
専門部会の検討事項及び活動状況については、災害ボランティア支援協議会において報告する。

専門部会には、必要に応じて、構成団体員以外の者を出席させ、意見または説明を求めることができる。

※専門部会の例（具体的な取り組みを検討）

- 技術ボランティア専門部会
- 農業ボランティア専門部会
- 避難所及び在宅避難者支援ボランティア専門部会
- 要配慮者(高齢者・障がい者・子ども・外国人 他)支援ボランティア専門部会

<各会議のスキーム(イメージ)>



(7) 事務局

事務局は県健康福祉部地域福祉課に設置する。

(8)連絡調整会議の閉鎖基準

県は、被災地の状況等を踏まえながら、災害ボランティア支援協議会の構成団体と協議し、下記の基準に基づき、閉鎖時期を検討する。

○県内の災害ボランティアセンターがすべて閉鎖する場合、または平時の体制へ移行した場合

○復旧活動において、連絡調整会議の役割が概ね終了したと災害ボランティア支援協議会で判断した場合

連絡調整会議の閉鎖については、報道機関へ情報発信するものとする。

(9)その他

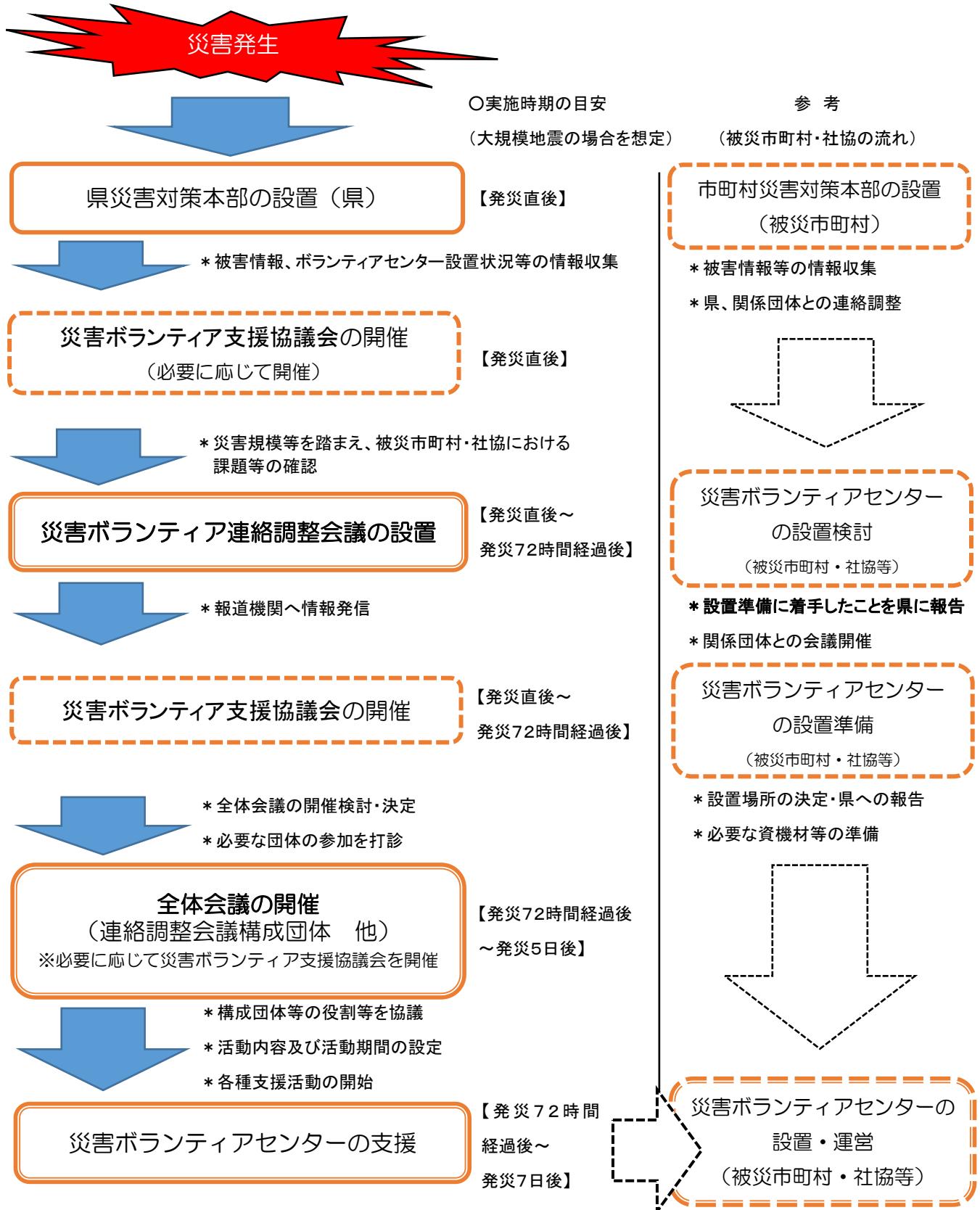
このマニュアルに定めるもののほか、連絡調整会議の運営上必要な事項は、災害ボランティア支援協議会で別途協議して決定するものとする。



3 災害発生から連絡調整会議の設置・運営の流れ

災害発生から全体会議の開催については、災害規模や被害状況等の状況により、様々なケースが想定されるが、基本的な流れについて記載する。

下記の流れは基本的な流れであり、災害ボランティアセンターの設置にかかる被災市町村及び被災市町村社会福祉協議会の判断を妨げるものではない。



4 平時における活動内容

連絡調整会議の速やかかつ円滑な開催に向け、平時から「岐阜県災害ボランティア連絡会」などの活動を通じた、構成団体間の連携強化及び情報交換を図るとともに、顔の見える関係を構築する。

また、災害時のボランティア活動に関する課題の検討を行うとともに、災害発生における災害ボランティア活動の環境整備を図るものとする。

県は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う職員を養成するものとする。

<主な平時の取り組み事例>

- 連絡調整会議の設置訓練の実施
- 災害ボランティアに関する研修会などの開催
- 市町村、市町村社協、NPOなどとの意見交換会の実施

※「岐阜県災害ボランティア連絡会」とは

県災害対策本部が設置される大規模災害、その他災害ボランティアによる救援活動が必要な災害が発生した際に、災害ボランティアによる災害救援が円滑に運営されるよう、平常時において構成団体相互間の連携・協力関係の構築・推進等に努め、もって災害時における迅速かつ的確な対策の実施に資することを目的として、平成19年から開催

「岐阜県災害ボランティア連絡会」構成団体一覧

1 日本赤十字社岐阜県支部
2 公益財団法人 岐阜県国際交流センター
3 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会
4 全岐阜県生活協同組合連合会
5 特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会
6 日本防災士会岐阜県支部
7 特定非営利活動法人 Vネット
8 公益社団法人 日本青年会議所東海地区岐阜ブロック協議会
9 全建総連岐阜建設労働組合県本部
10 特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター
11 清流の国ぎふ防災・減災センター
12 社会福祉法人 岐阜県共同募金会
13 日本労働組合総連合会(連合) 岐阜県連合会
14 特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)
15 一般社団法人OPEN JAPAN
16 岐阜県農業協同組合中央会

17 清流の国ぎふ女性防災士会
18 認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード
19 岐阜県(地域福祉課、防災課、県民生活課、農政課、その他関係課)

■更新履歴

平成31年3月27日「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議設置マニュアル」を策定。
令和元年 6月 3日「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議設置マニュアル」を改訂。
令和2年10月 8日「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議設置マニュアル」を改訂。
令和5年 3月10日「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議設置マニュアル」を改訂。

■岐阜県災害ボランティア連絡調整会議 構成団体一覧

団体名	住 所	電話・FAX 番号	期待する役割
社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会	〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内	TEL 058-274-2940 FAX 058-274-2945	○災害救援本部の設置
特定非営利活動法人 ぎふN P Oセンター	〒500-8384 岐阜市薮田南 5-14-12 シクタツク庁舎 3階	TEL 058-275-9739 FAX 058-275-9738	○N P O、N G O等への連絡調整、状況共有、協力依頼
清流の国ぎふ防災・減災 センター	〒501-1193 岐阜市柳戸 1-1	TEL 058-293-3890 FAX 058-293-3891	○防災・災害対応に関する助言 ○専門家・地域防災人材への協力呼びかけ
一般社団法人O P E N J A P A N	〒986-0813 宮城県石巻市駅前北通 1-5-23	TEL 0225-92-7820 FAX 0225-92-7820	○技術ボランティアの受入支援
岐阜県農業協同組合中央 会	〒500-8367 岐阜市宇佐南 4-13-1	TEL 058-276-5603 FAX 058-278-0039	○農業ボランティアの受入支援
清流の国ぎふ女性防災士 会	〒503-0007 大垣市貝曽根町 590-3	TEL 080-5119-4208 FAX 0584-81-3818	○避難所及び在宅避難者支援
日本赤十字社岐阜県支部	〒500-8601 岐阜市茜部中島 2-9	TEL 058-272-3561 FAX 058-274-6938	○赤十字奉仕団設置（全市町村） 炊き出し、募金、救助物資の整理等
公益財団法人 岐阜県国際交流センター	〒500-8875 岐阜市柳ヶ瀬通 1-12 岐阜中日ビル 2階	TEL 058-214-7700 FAX 058-263-8067	○市町村や市町村国際交流協会が行う被災外国人対応を言語面で支援する「岐阜県災害時多言語支援センター」の設置 ○災害時語学ボランティアの派遣調整
全岐阜県生活協同組合連 合会	〒509-0197 各務原市鵜沼各務原町 1-4-1	TEL 058-370-6867 FAX 058-370-6860	○炊出し、サロン活動 ○学生向け災害ボランティアの募集
日本防災士会岐阜県支部	〒509-1105 加茂郡白川町河岐 715 番地	TEL 0574-72-1311 FAX 0574-72-1317	○災害ボランティアセンターの運営支援
公益社団法人 日本青年会議所（JC） 東海地区岐阜ブロック協 議会	—	TEL 0572-54-3741 FAX 0572-55-3178	○資機材提供、ボランティア依頼
社会福祉法人 岐阜県共同募金会	〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内	TEL 058-201-1591 FAX 058-273-9305	○義援金の受付 ○経費負担（災害ボランティアセンター）

日本労働組合総連合会 (連合) 岐阜県連合会	〒500-8163 岐阜市鶴舞町2丁目6-7	TEL 058-240-6605 FAX 058-240-6571	○災害ボランティアセンターの運営支援
被災市町村(福祉・防災・県民生活担当課)	—	TEL — FAX —	○災害対策本部の設置 ○被害情報等の情報共有 ○行政サービスとの仕分け
被災市町村社会福祉協議会	—	TEL — FAX —	○災害ボランティアセンターの設置

■岐阜県

団体名	住 所	電話・FAX 番号	期待する役割
岐阜県健康福祉部 地域福祉課	〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1	TEL 058-272-8261 FAX 058-278-2651	○事務局(連絡調整会議への召集等)
岐阜県危機管理部 防災課		TEL 058-272-1125 FAX 058-278-2522	○災害対策全般 ○被害情報等の情報共有
岐阜県環境生活部 県民生活課		TEL 058-272-8203 FAX 058-278-2889	○N P O関係
岐阜県農政部 農政課		TEL 058-272-1907 FAX 058-278-2680	○農業ボランティア関係

■国

団体名	住 所	電話・FAX 番号	期待する役割
内閣府防災担当	〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1	TEL 03-5253-2111 FAX —	○広域調整、情報提供

<事務局連絡先>

岐阜県健康福祉部 地域福祉課

TEL 058-272-8261 FAX 058-278-2651

eメール c11219@pref.gifu.lg.jp

※夜間・休日の緊急連絡は防災課へ

■岐阜県災害ボランティア連絡調整会議 協力団体一覧

団体名	住 所	電話・FAX 番号
特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体 ネットワーク (JVOAD)	〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル 267-B	TEL 080-5961-9213 FAX —
災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 5 階（中央共同募金会）	TEL 03-3581-3846 FAX 03-3581-5755
特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会	〒500-8384 岐阜市薮田南 5-14-12 岐阜県シカタク庁舎内	TEL 058-273-4946 FAX 058-273-4946
認定特定非営利活動法人 レスキューストックヤード	〒461-0001 名古屋市東区泉 1-13-34 名建協 2 階	TEL 052-253-7550 FAX 052-253-7552
特定非営利活動法人 Vネット	〒506-0004 高山市桐生町 2-315-7	TEL 090-8862-7999 FAX 058-203-0737
全建総連岐阜建設労働組合県本部	〒500-8384 岐阜市薮田南 3-9-5	TEL 058-274-3131 FAX 058-274-3133
岐阜県土木建築解体事業協同組合	〒500-8357 岐阜市六条大溝 4 丁目 12-19 第 3 岐阜県環境会館 1 階	TEL 058-274-3315 FAX 058-274-3385
特定非営利活動法人 日本ファシリテーション協会	〒150-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3 丁目 12 番 8 号	TEL 03-5771-7573 FAX 03-5771-7072
特定非営利活動法人 岐阜県レクリエーション協会	〒502-0817 岐阜市長良福光 2675-28	TEL 058-295-7257 FAX 058-216-0622
公益社団法人 隊友会岐阜県隊友会	〒500-8364 岐阜市本荘中ノ町 3-25-301（事務局）	TEL 058-275-5739 FAX —
一般財団法人 岐阜県地域女性団体協議会	〒500-8384 岐阜市薮田南 5-14-53	TEL 058-275-4386 FAX 058-275-4387
一般財団法人 岐阜県老人クラブ連合会	〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内	TEL 058-273-1111 内線 2531・2532 FAX 058-276-2877
ライオンズクラブ国際協会 334-B 地区	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 5-4-14 花車 ビル北館 301 号	TEL 052-526-3687 FAX 052-526-3688
岐阜県商工会議所連合会	〒500-8727 岐阜県岐阜市神田町 2-2 岐阜商工会議所内	TEL 058-264-2131 FAX 058-264-0336
岐阜県商工会連合会	〒500-8384 岐阜市薮田南 5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館 1 棟 9 階	TEL 058-277-1068 FAX 058-274-7655

■県内市町村(災害ボランティア担当課)一覧

市町村名	住 所	電話・FAX 番号
岐阜市 市民活動交流センター	〒500-8076 岐阜市司町 40 番地 5	TEL 058-264-0011 FAX 058-227-7596
羽島市 高齢福祉課	〒501-6292 羽島市竹鼻町 55	TEL 058-392-1111 FAX 058-394-1240
各務原市 福祉総務課	〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69	TEL 058-383-1111 FAX 058-383-6365
山県市 福祉課	〒501-2192 山県市高木 1000 番地 1	TEL 0581-22-6837 FAX 0581-22-6850
瑞穂市 地域福祉高齢課	〒501-0222 瑞穂市別府 1288 総合センター内	TEL 058-327-4126 FAX 058-327-4143
本巣市 福祉敬愛課	〒501-0494 本巣市下真桑 1000 番地	TEL 058-323-1141 FAX 058-323-1144
岐南町 福祉課	〒501-6197 羽島郡岐南町八剣 7 丁目 107 番地	TEL 058-247-1331 FAX 058-247-1488
笠松町 福祉子ども課	〒501-6181 羽島郡笠松町司町 1 番地	TEL 058-388-1111 FAX 058-387-5816
北方町 福祉健康課	〒501-0492 本巣郡北方町長谷川 1 丁目 1 番地	TEL 058-323-1119 FAX 058-323-2114
大垣市 社会福祉課	〒503-8601 大垣市丸の内 2 丁目 29 番地	TEL 0584-81-4111 FAX 0584-81-5500
海津市 社会福祉課	〒503-0695 海津市海津町高須 515	TEL 0584-53-1111 FAX 0584-53-1569
養老町 健康福祉課	〒503-1392 養老郡養老町高田 798 番地	TEL 0584-32-1105 FAX 0584-32-2686
垂井町 健康福祉課	〒503-2193 不破郡垂井町 1532-1	TEL 0584-22-1151 FAX 0584-22-5180
関ヶ原町 総務課	〒503-1592 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58	TEL 0584-43-1111 FAX 0584-43-3122
神戸町 健康福祉課	〒503-2392 安八郡神戸町大字神戸 1111 番地	TEL 0584-27-3111 FAX 0584-27-8443
輪之内町 福祉課	〒503-0292 安八郡輪之内町四郷 2530-1	TEL 0584-69-3111 FAX 0584-69-3119

安八町 福祉課	〒503-0198 安八郡安八町水取 161 番地	TEL 0584-64-3111 FAX 0584-64-5014
揖斐川町 健康福祉課	〒501-0692 揖斐郡揖斐川町三輪 133 番地	TEL 0585-22-2111 FAX 0585-22-4496
大野町 福祉課	〒501-0592 揖斐郡大野町大字大野 80 番地	TEL 0585-34-1111 FAX 0585-34-3526
池田町 健康福祉課	〒503-2492 揖斐郡池田町六之井 1468 番地の 1	TEL 0585-45-3111 FAX 0585-45-8314
関市 福祉政策課	〒501-3894 関市若草通 3 丁目 1 番地	TEL 0575-22-3131 FAX 0575-23-7748
美濃市 健康福祉課	〒501-3792 美濃市 1350 番地	TEL 0575-33-1122 FAX 0575-35-1997
郡上市 社会福祉課	〒501-4297 郡上市八幡町島谷 228 番地	TEL 0575-67-1121 FAX 0575-67-0604
美濃加茂市 福祉課	〒505-8606 美濃加茂市太田町 3431 番地 1	TEL 0574-25-2111 FAX 0574-24-0290
可児市 高齢福祉課	〒509-0292 可児市広見一丁目 1 番地	TEL 0574-62-1111 FAX 0574-60-4616
坂祝町 福祉課	〒505-8501 加茂郡坂祝町取組 46-18	TEL 0574-26-7111 FAX 0574-27-1808
富加町 福祉保健課	〒501-3392 加茂郡富加町滝田 1511	TEL 0574-54-2111 FAX 0574-54-2461
川辺町 健康福祉課	〒509-0393 加茂郡川辺町中川辺 1518-4	TEL 0574-53-2511 FAX 0574-53-2374
七宗町 住民課	〒509-0492 加茂郡七宗町上麻生 2442 番地 3	TEL 0574-48-1112 FAX 0574-48-2239
八百津町 健康福祉課	〒505-0392 加茂郡八百津町八百津 3903 番地 2	TEL 0574-43-2111 FAX 0574-43-2117
白川町 保健福祉課	〒509-1105 加茂郡白川町河岐 1645-1	TEL 0574-72-2317 FAX —
東白川村 保健福祉課	〒509-1392 加茂郡東白川村神土 692-2	TEL 0574-78-2100 FAX 0574-78-3028
御嵩町 総務防災課	〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1	TEL 0574-67-2111 FAX 0574-67-1999
多治見市 福祉課	〒507-8787 多治見市音羽町 1 丁目 233 番地 駅北庁舎	TEL 0572-22-1111 FAX 0572-24-1621

瑞浪市 社会福祉課	〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地	TEL 0572-68-2111 FAX 0572-68-0294
土岐市 福祉課	〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口 2101番地	TEL 0572-54-1111 FAX 0572-54-3329
中津川市 高齢支援課	〒508-8501 中津川市かやの木町2-5 中津川市健康福祉会館	TEL 0573-66-1111 FAX 0573-66-0058
恵那市 社会福祉課	〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1	TEL 0573-26-2111 FAX 0573-25-7294
高山市 福祉課	〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	TEL 0577-32-3333 FAX 0577-35-3165
飛騨市 危機管理課	〒509-4292 飛騨市古川町本町2-22	TEL 0577-73-2111 FAX 0577-73-6373
下呂市 社会福祉課	〒509-2517 下呂市萩原町萩原1166番地8 星雲会館内	TEL 0576-52-3936 FAX 0576-52-3915
白川村 村民課	〒501-5692 大野郡白川村鳩谷517	TEL 05769-6-1311 FAX 05769-6-1709

■県内市町村社会福祉協議会一覧

名 称	住 所	電話・FAX 番号
岐阜市社会福祉協議会	〒500-8309 岐阜市都通 2 丁目 2 番地	TEL 058-255-5511 FAX 058-255-5512
羽島市社会福祉協議会	〒501-6255 羽島市福寿町浅平 3 丁目 25 番地 羽島市福祉ふれあい会館内	TEL 058-391-0631 FAX 058-391-0632
各務原市社会福祉協議会	〒504-0912 各務原市那加桜町 2 丁目 163 番地 総合福祉会館 2 階	TEL 058-383-7610 FAX 058-382-3233
山県市社会福祉協議会	〒501-2259 山県市東深瀬 696 番地 1	TEL 0581-23-1211 FAX 0581-23-1235
瑞穂市社会福祉協議会	〒501-0222 瑞穂市別府 1283 番地	TEL 058-327-8610 FAX 058-327-5323
本巣市社会福祉協議会	〒501-0466 本巣市下真桑 1199 番地 1 真正老人福祉センター内	TEL 058-324-8989 FAX 058-320-3985
岐南町社会福祉協議会	〒501-6004 羽島郡岐南町野中 8-75 岐南町総合健康福祉センター内	TEL 058-240-2100 FAX 058-240-2235
笠松町社会福祉協議会	〒501-6063 羽島郡笠松町長池 408-1 笠松町福祉健康センター内	TEL 058-387-5332 FAX 058-387-5134
北方町社会福祉協議会	〒501-0431 本巣郡北方町北方 1345 番地の 2 北方町老人福祉センター内	TEL 058-324-6550 FAX 058-323-3114
大垣市社会福祉協議会	〒503-0922 大垣市馬場町 124 市総合福祉会館内	TEL 0584-78-8181 FAX 0584-75-3108
海津市社会福祉協議会	〒503-0411 海津市南濃町駒野 827 番地 1 南濃総合福祉会館「ゆとりの森」	TEL 0584-55-2300 FAX 0584-55-1990
養老町社会福祉協議会	〒503-1314 養老郡養老町高田 79-2 老人福祉センター内	TEL 0584-34-3504 FAX 0584-34-0066
垂井町社会福祉協議会	〒503-2121 不破郡垂井町 1305 番地の 2 垂井町福祉会館内	TEL 0584-23-3335 FAX 0584-22-2714
関ヶ原町社会福祉協議会	〒503-1501 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 2490-29 国保関ヶ原診療所北棟	TEL 0584-43-2943 FAX 0584-43-2180
神戸町社会福祉協議会	〒503-2324 安八郡神戸町大字八条 258 番地の 2	TEL 0584-28-0223 FAX 0584-28-1022
輪之内町社会福祉協議会	〒503-0204 安八郡輪之内町四郷 2537 番地の 1 保健福祉センター内	TEL 0584-69-4433 FAX 0584-69-5156

安八町社会福祉協議会	〒503-0115 安八郡安八町南今ヶ瀬 400 安八町中央公民館 2 階	TEL 0584-47-7704 FAX 0584-64-5775
揖斐川町社会福祉協議会	〒501-1314 揖斐郡揖斐川町谷汲名礼 265 番地 43 谷汲文化会館内	TEL 0585-56-3700 FAX 0585-56-0078
大野町社会福祉協議会	〒501-0592 揖斐郡大野町大字大野 80 番地 大野町福祉センター内	TEL 0585-34-2130 FAX 0585-34-2570
池田町社会福祉協議会	〒503-2417 揖斐郡池田町本郷 1628 番地の 2 福祉センター内	TEL 0585-45-8123 FAX 0585-45-9604
関市社会福祉協議会	〒501-3802 関市若草通 2 丁目 1 番地 関市総合福祉社会館内	TEL 0575-22-0372 FAX 0575-23-6863
美濃市社会福祉協議会	〒501-3743 美濃市 95 番地 2 市福祉会館内	TEL 0575-35-2355 FAX 0575-35-1935
郡上市社会福祉協議会	〒501-4607 郡上市大和町徳永 585 番地 郡上市役所大和庁舎内	TEL 0575-88-9988 FAX 0575-88-3315
美濃加茂市社会福祉協議会	〒505-0031 美濃加茂市新池町三丁目 4 番 1 号 総合福祉会館内	TEL 0574-28-6111 FAX 0574-28-6110
可児市社会福祉協議会	〒509-0207 可児市今渡 682 番地 1 可児市福祉センター	TEL 0574-62-1555 FAX 0574-62-5342
坂祝町社会福祉協議会	〒505-0071 加茂郡坂祝町黒岩 153 番地 1 総合福祉会館サンライフさかほぎ内	TEL 0574-27-1222 FAX 0574-26-8974
富加町社会福祉協議会	〒501-3305 加茂郡富加町滝田 1381 番地の 1 富加町児童センター内	TEL 0574-54-1312 FAX 0574-55-0068
川辺町社会福祉協議会	〒509-0303 加茂郡川辺町石神 128 番地 やすらぎの家内	TEL 0574-53-2121 FAX 0574-53-6162
七宗町社会福祉協議会	〒509-0511 加茂郡七宗町神渕 10327-1	TEL 0574-46-1294 FAX 0574-46-0007
八百津町社会福祉協議会	〒505-0301 加茂郡八百津町八百津 3836 番地 3	TEL 0574-43-4462 FAX 0574-43-2199
白川町社会福祉協議会	〒509-1113 加茂郡白川町三川 2065 番地 2	TEL 0574-72-2327 FAX 0574-72-2817
東白川村社会福祉協議会	〒509-1302 加茂郡東白川村神土 697-1	TEL 0574-78-2059 FAX 0574-78-2059
御嵩町社会福祉協議会	〒505-0116 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 10 御嵩町役場分庁舎希らり館内	TEL 0574-67-6710 FAX 0574-67-8102
多治見市社会福祉協議会	〒507-0041 多治見市太平町 2-39-1 多治見市総合福祉センター内	TEL 0572-25-1131 FAX 0572-25-1132

瑞浪市社会福祉協議会	〒509-6123 瑞浪市樽上町1丁目77番地 市民福祉センター内	TEL 0572-68-4148 FAX 0572-68-4173
土岐市社会福祉協議会	〒509-5202 土岐市下石町1060番地 総合福祉センター・ウェルフェア土岐内	TEL 0572-57-6661 FAX 0572-57-4611
中津川市社会福祉協議会	〒508-0045 中津川市かやの木町2番5号	TEL 0573-66-1111 FAX 0573-66-1934
恵那市社会福祉協議会	〒509-7201 恵那市大井町727-11 恵那市福祉センター内	TEL 0573-26-5221 FAX 0573-26-5222
高山市社会福祉協議会	〒506-0053 高山市昭和町2丁目224番地 総合福祉センター内	TEL 0577-35-0294 FAX 0577-34-6736
飛騨市社会福祉協議会	〒509-4221 飛騨市古川町若宮二丁目1番66号 古川町総合会館内	TEL 0577-73-3214 FAX 0577-73-0711
下呂市社会福祉協議会	〒509-2517 下呂市萩原町萩原875番地2	TEL 0576-52-4884 FAX 0576-52-3423
白川村社会福祉協議会	〒501-5692 大野郡白川村鳩谷517 白川村役場 村民課内	TEL 05769-6-1311 FAX 05769-6-1709

■用語集

◆出典:「防災における行政の NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック
(平成30年4月 内閣府防災担当)」

＜災害ボランティアセンター＞

災害ボランティアセンター(災害 VC)は、近隣住民の助け合いだけでは対応できない規模の災害時に開設され、ボランティアの力を借りて被災者支援や復旧・復興に向けた地域支援を行うための組織です(主に社会福祉協議会により設置・運営されます。)。

「被災者中心」「地元主体」「協働」を三原則として運営され、支援 P 等の専門 NPO 等の協力を得て、行政をはじめとした関係諸機関との連絡・調整、被災者からのニーズの把握とボランティアの活動のマッチング、資機材の調達、情報発信等、被災者支援活動に関わる多くの調整を行います。

＜災害ボランティア＞

災害ボランティアは被災地内外から、被災者のために何かしたいという気持ちのもと駆けつけます。支援活動の内容は様々ですが、ここでは大きく「一般ボランティア(個人・団体)」「専門ボランティア」「NPO・ボランティア団体」に分けて記載します。いずれも営利を目的としない自発的な活動です。

災害対策基本法に規定されている「ボランティア」は、個人・法人を問わず被災者の援護等のために自発的に防災活動に参加する者全般をいい、実際の被災地支援活動ではそれぞれ下記のような活動を行っています。

○一般ボランティア(個人・団体)

特別な専門性を持たず、被災者の支援のために駆け付けるボランティアです。主に災害 VC を経由して、被災者支援活動に当たります。

NPO・ボランティア団体の活動に個人として参加することもあります。災害対応への経験値は様々です。

○専門ボランティア

看護師、作業療法士、理学療法士、外国語の通訳、弁護士、行政書士など特定の専門知識・技術を活かして活動しています。土業以外にも、重機の操縦や建築物の応急危険度判定、土砂災害に関する専門知識を有する者も含まれます。

個人で活動するケース、土業団体や企業、NPO 等の組織から派遣され災害 VC と連携した活動を行うケースなど、活動の方法は様々です。業界団体などの組織をベースに活動している場合には、現場にボランティアとして参加している方だけでなく、ベースとな

る組織(地方支部等)との調整を行うなど、留意が必要です。

また、専門性が高い活動に関しては、受入れの是非の判断について、庁内の所管部局や関係機関(国・都道府県等)との相談が必要な場合もあります。なお、ボランティア活動には瑕疵により責任が発生することがあります、特に専門ボランティアの場合にはその専門性故に一般ボランティアに比べ高い責任を問われることもあり、留意が必要です。

○NPO・ボランティア団体

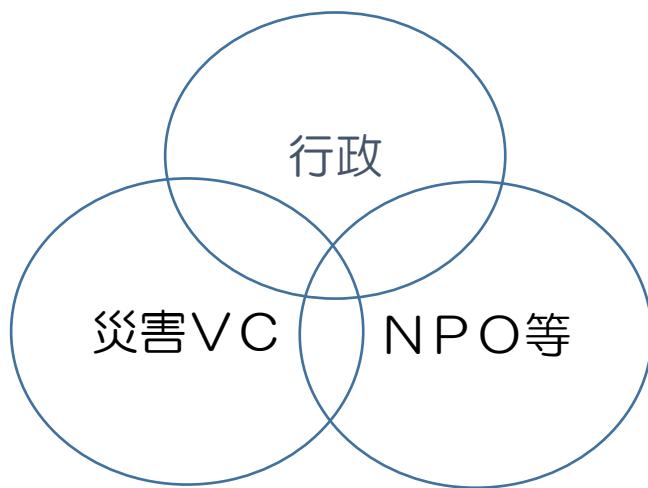
専門性や得意な活動分野を有し、理念と目的をもって社会的課題の解決に継続的に取り組む組織が NPO・ボランティア団体です。これらの団体には、防災や災害時の活動を専門とするものとそうでないものがあります。防災や災害時の活動を専門とする団体は、過去の活動経験から災害時の支援のノウハウを有しており、行政にとって有益な連携対象といえます。

災害時には、防災に関わる NPO だけでなく、「保健・医療」「まちづくり」「子ども・高齢者の福祉」「障害者支援」など、それぞれの専門性を活かした活動が展開されます。

災害 VC を通さず独自に活動するケース、災害 VC と連携して相互補完的に活動するケースがあります。

＜災害時の「三者連携」のイメージ＞

「行政」「災害ボランティアセンター(社会福祉協議会)」「NPO等とそれを支える中間支援組織」の連携を「三者連携」と総称しています。



＜NPO＞

NPO は、ある思い・目的に基づいて集まった人たちが非営利(利益を分配しないこと)あって、従業員等の人事費は支払う)での社会貢献活動を行う市民団体であり、活動資金は、その思い・目的に賛同する会員の会費、寄付金、また助成金や補助金等によります。

行政が公共サービスを提供する際は、地域住民その他の関係者の合意形成が必要であり、サービス提供までに長い時間を必要とします。また、企業が利益の見込めないサービスを永続的に提供することは難しいこともあります。この点、NPO は、行政や企業では扱いにくい社会的なニーズに対する活動を行うことが可能といえます。

NPO は、こうした特性を活かし、災害時には全国各地から被災地へ駆けつけ、スピード感と、平時に培った福祉・医療・教育・地域振興・情報通信・ジェンダー等の様々な分野での専門的な知見を発揮し、被災者支援に入ります。地元に根付いた NPO もあり、迅速な被災地での活動が行えるケースもあります。ただし、NPO が災害対応という緊急的な活動を一定の規模と継続性をもって行うにあたっては、資金協力を含め外部からの支援が必要となります。

<NGO>

途上国での難民支援など国際協力分野で活動する団体を NPO とは区別して NGO (Non-Governmental Organization(非政府組織))と呼ぶ場合があります。

東日本大震災のような大規模災害では、NGO も他の NPO 同様に国内の被災者支援に入れますが、国内での活動経験が少ないために国内災害支援を専門に活動している NPO 等と接点がないことが多く、適切な情報共有・活動調整の場がないと、それぞれの活動がバラバラに行われ非効率な被災者支援が行われることになりかねません。

<中間支援組織>

東日本大震災以降、災害時の被災者支援をはじめとして、NPO 等による社会貢献活動が広がっていくにつれて、これらの活動を支える「中間支援機能」「中間支援組織」が注目されるようになっています。

一般に「中間支援組織」とは、「市民、NPO、企業、行政等の間にたって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO 等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織」と定義されており(平成 23 年内閣府「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」)、中間支援組織自らが NPO 等である場合もあります。

特に災害の被災地では、被災者支援に関わる主体が多様化したことで、その活動の支援や組織間の調整を行う役割(=“中間支援機能”)が重要となっています。災害時の被災者支援活動に関する中間支援としては、主に「活動基盤の整備」と「支援者・団体のコーディネート」の2つの機能が重要です。

○活動基盤の整備

NPO・ボランティア等が支援活動を行う上で、資金や資材、その他活動に必要な資源を調達することが欠かせません。こうした NPO 等の活動基盤の整備のため、各種助成機関(中央共同募金会、日本財団など)・企業・経済団体等は、「中間支援組織」として、

社会福祉協議会・災害 VC や NPO・ボランティア団体等に対し、助成金の提供など様々な形で中間支援を行っています。

○支援者・団体のコーディネート

災害が発生した後に被災地で活動する団体間の情報共有・活動調整を行う機能。各団体の活動状況・支援ニーズ・課題等の情報共有を行い、支援の抜け・漏れ・落ち・ムラを無くし、総体としての支援活動を最大化することが目的です。

東日本大震災時には、被災者・避難者への支援活動に携わる団体(NPO、NGO、企業、ボランティアグループ、被災当事者グループ、避難当事者グループ等)で形成される全国規模の連絡組織「東日本大震災支援全国ネットワーク(JCN)」が災害支援を目的に活動する自助的な連絡機能を担っていました。

近年の災害時には、熊本地震時の「火の国会議」、平成 29 年 7 月九州北部豪雨の際の「平成 29 年 7 月九州北部豪雨支援者情報共有会議」など、行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティア団体など、支援に関わる多様な主体が集い、それぞれの活動状況を把握し、支援の課題を共有するための情報共有会議が行われるようになってきました。こうした会議を主催し、それぞれ個別に行われている支援者・団体による活動のコーディネート(情報共有・活動調整)を行って、行政とも連携しながら全体を俯瞰した支援活動を実施することが企図されています。

＜特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)＞

東日本大震災時に明らかとなったボランティアや支援団体と政府・行政(省庁・都道府県・市町村)や企業などとのコーディネーションの課題に基づき、災害時の被災者支援活動が効果的に行われるよう、地域、分野、セクターを超えた関係者同士の「連携の促進」および「支援環境の整備」を図ることを目的として設立されました。将来の災害に対する脆弱性を軽減することを目指し、内閣府や全国社会福祉協議会、ボランティア関係団体とともに災害時・平時に以下の活動を実施しています。

【災害時】

- ・被災者／住民／地域のニーズと支援状況の全体像の把握(支援のギャップの把握)
- ・支援団体などへの情報共有と支援団体間のコーディネーション
- ・支援を実施するための資金・人材などが効果的に投入されるためのコーディネーション
- ・復旧・復興に向けた支援策の提言および支援全般の検証

【平時】

- ・NPO、ボランティアセンターなど市民セクターの連携強化
- ・産官民などのセクターを超えた支援者間の連携強化
- ・地域との関係構築と連携強化
- ・訓練、勉強会、全国フォーラムなどの実施(連携の場づくり)

＜災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(支援P)＞

災害ボランティア支援プロジェクト会議(支援P)は、被災地主体のボランティア活動に寄与するため、新潟県中越地震の検証作業を契機に、2005年1月に中央共同募金会に設置されました。

企業・NPO・社協・共同募金会が協働し、災害ボランティア活動のより円滑な支援の実現に向け、人材、資源・物資、資金の有効活用を促す仕組みづくりの実現など、災害ボランティア活動の環境整備を目指しています。

支援Pが強みを発揮するのが災害VCの運営支援であり、災害時には「人」「もの」「資金」に関する次のような支援を行っています。

○「人」

現地災害ボランティアセンター、社協の支援のための運営支援者を派遣(支援Pの委員の他、全社協の講師陣・研修修了生の中から協力を得て実施)。災害VC運営の助言、情報発信支援等が行われています。

○「もの」

災害VCの運営に必要な備品・資機材・ボランティア活動に必要な資機材の迅速な提供が行われています。提供にあたっては、購入の他、経団連1%クラブや個別企業との連携により、企業からの寄贈を受けて実施(調整を支援プロジェクトが行い、現地の負担を減らす)。

また、1%クラブを通じて経団連会員に協力要請して提供された物資をパック化し(うるうるパック)、現地災害ボランティアセンターを通じて、被災者に直接手渡されます。

○「資金」

1%クラブを通じて経団連会員に呼びかけ、ボランティアセンター支援(運営支援者経費等)、中長期的な被災地主体の復興プロジェクト経費等への助成のため、企業の寄付や社員募金の受け入れが実施されています。

◆関係法令「災害対策基本法(抜粋)」

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

◆「防災基本計画」(抜粋)

第2編1章3節3項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

- 市町村(都道府県)は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
- 国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村(都道府県)は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村(都道府県)は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- 国〔内閣府、環境省、厚生労働省等〕及び地方公共団体は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第2編2章 11 節1項「ボランティアの受入れ」

1 ボランティアの受入れ

- 国〔内閣府等〕、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。
- 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- 地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行

う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

◆「岐阜県地域防災計画」(抜粋)

一般対策計画第2章災害予防 第5節

「防災ボランティア活動の環境整備」

1 方針

大規模災害発生時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要があり、ボランティアの登録養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速かつ円滑な活動を担保する。

3 実施内容

(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

県及び市町村は、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(2) ボランティアの組織化推進

県及び市町村は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進するものとする。

(3) 災害ボランティアの登録

県及び市町村の社会福祉協議会は、災害ボランティアの登録受付を行うものとする。県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておくものとする。

(4) ボランティア活動の推進

ア ボランティアセンターの設置

市町村の社会福祉協議会は、それぞれボランティアセンターを設置し、広報啓

発、福祉教育、養成・研修、受け入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図るものとする。

県、市町村及び岐阜県社会福祉協議会は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援を行うものとする。

市町村はボランティアセンターの運営に積極的に参画するとともに、県はその取り組みを支援するものとする。

イ ボランティアコーディネーターの育成

県及び市町村の社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努めるものとする。

県及び市町村は、ボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行うものとする。

ウ ボランティア支援を担う職員の養成

県は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う職員を養成するものとする。

(5) NPO・ボランティア等のネットワーク化

県は、災害時に日本赤十字社奉仕団を始めNPO・ボランティア等間の連携ある行動がとれるよう、岐阜県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及びNPO・ボランティア等と情報交換会を開催する等団体相互間のネットワーク化を図る。

(6) ボランティア活動拠点の整備

県及び市町村の社会福祉協議会は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図るものとする。

(7) 廃棄物等に係る連絡体制の構築

県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

一般対策計画第3章災害応急対策 第3節

「ボランティア活動」

1 方針

大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

3 実施内容

(1) 県及び市町村の活動

県は、大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整等を担う災害ボランティア連絡調整会議を設置し、県社会福祉協議会及び関係団体等と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握し、必要とするボランティア活動の内容、人数等について報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかける。

県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができます。

市町村は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市町村主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

(2) 日本赤十字社岐阜県支部の活動

日本赤十字社岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部内に災害対策本部を設置するとともに、日本赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤救援事業を支援するためのボランティアの参加を呼びかけるものとする。

(3) 県社会福祉協議会の活動

県社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、県及び市町村と連携して、市町村社会福祉協議会が設置する市町村災害ボランティアセンターの支援を行う。また、被害が甚大で全国的な災害救援活動の必要があると認めるときは、全国社会福祉協議会に対し災害救援のための支援を要請するものとする。

(4) 市町村社会福祉協議会の活動

市町村社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、市町村災害ボランティアセンターを設置し、被災地におけるボランティア活動への支援を行うものとする。

(5) 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に關係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受入、派遣に係る調整等を行うものとする。

■参考(災害ボランティアセンター活動写真)

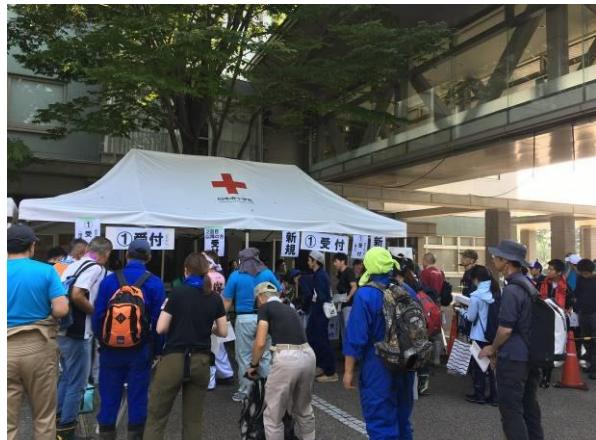
◆提供: 関市社会福祉協議会

(平成30年7月豪雨災害における災害ボランティアセンター運営状況)

○災害ボランティア受付開始前の様子



○災害ボランティア受付ブース



○ボランティア保険加入ブース



○マッチングブース



○マッチングブース(物品配布等)



○報告受付所



■引用文献・参考文献一覧

文 献 名	発 行 機 関	発 行 年 月
防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック ～三者連携を目指して～	内閣府防災担当	平成30年4月
みえ災害ボランティア支援センター設置マニュアル 第5版	特定非営利活動法人みえ防災市民会議 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター 三重県ボランティア連絡協議会 日本赤十字社三重県支部 社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県	平成24年5月
みえ災害ボランティア支援センター設置マニュアル(風水害編) 第2版	特定非営利活動法人みえ防災市民会議 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター 三重県ボランティア連絡協議会 公益社団法人日本青年会議所東海地区 三重ブロック協議会 日本赤十字社三重県支部 社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県	平成29年4月
災害時等における市町村とNPO等のボランティア団体との連携ガイドライン	熊本県健康福祉政策課	平成29年6月
京都府災害ボランティアセンター規約	京都府	平成26年7月
災害ボランティア活動マニュアル	福井県	平成18年3月
広島市災害ボランティア活動連絡調整会議 設置要綱	広島市	平成29年6月

岐阜県災害ボランティア連絡調整会議

設置マニュアル

令和5年3月

編集・発行

岐阜県健康福祉部地域福祉課

岐阜市薮田南2-1-1

電 話 058-272-1111（県庁代表）

F A X 058-278-2651

E-mail c11219@pref.gifu.lg.jp